

# 記載例

【市街化区域】

係	係長	課長	局長	会長
決裁年月日	年 月 日			



## 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

町田市農業委員会 会長 吉川 庄衛 様

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定し、移転したいので、農地法第5条第1項第7号の規定によって届け出ます。

### 1.届出者

当事者の別	氏名(フリガナ)	住 所	職 業
譲受人 賃借人 使用借人	マチダ 太郎 町田 太郎	町田市中町1丁目20番23号	自営業
譲渡人 賃借人 使用借人	ツルカワ タダオ 鶴川 忠生	町田市金森1700番地1	農 業

### 2.土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地 目		面積 ㎡	土地所有者 氏名・住所	耕 作 者 氏名・住所
		登記簿	現 況			
町田市鶴間字1号	1234-1	畑	畑	150	町田市金森1700番地1 鶴川 忠生	同 左
”	1234-2	田	雑種地	100	”	”
計		250㎡ (田 150㎡ 畑 100㎡)				

地番	生産緑地	はがき
納税猶予地	小作(賃借)地	農家台帳

### 3.権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利設定移転の時期	権利の存続期間
所有権 賃借権 使用貸借権 【 】権	設定 移転	受理通知後 年 月 日	永 久 年 月 日から 年 月 日まで

### 4.転用計画

転用の目的	自己住宅		
転用の時期	工事着工時期	〇〇〇〇年	〇〇月 〇〇日
	工事完了時期	〇〇〇〇年	〇〇月 〇〇日
転用の目的に係る事業または施設の概要	木造2階建て 1棟 1階 80㎡ 2階 60㎡ <small>現段階で判明している範囲で、事業または施設の種類、数量および面積、取水または排水施設等について具体的に記入する。</small>		
※事業等に係る面積が500㎡以上の場合 開発許可を要しない転用行為にあつては 都市計画法第29条の該当項および号	第29条	項	号

### 5.転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

付近に迷惑をかけないように工事します。
---------------------

※裏面の記載注意および添付書類をよくご確認の上、お届けください。

連絡先電話番号	042-722-3111	氏名	森野 一郎
---------	--------------	----	-------

## 市街化区域内の農地転用届出書手続きについて

農地法第5条第1項第7号に基づく届出(所有権、使用貸借権、賃借借等の設定移転が伴う転用)		
提出部数	1部	
宛先	町田市農業委員会 会長	
署名	自署押印(認印可) ・ゴム印、パソコン等不可 ・法人については記名押印(実印〔印鑑証明書の添付は不要です〕)をもって署名とする 「氏名」欄にはその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務内容をそれぞれ記載 ・当事者多数の場合は別紙に記載し、届出書と割印する。	
添付書類 【全て原本】	必須	・土地登記簿の全部事項証明書(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可 ・公図の写し(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可
	該当する場合のみ	・全部記載事項書の記載と、住所や姓が異なる場合 →(全部事項証明書記載住所と現住所がつながる)住民票・戸籍の附票等 ・相続未登記の場合 →相続関係が確認できる書面(戸籍謄本・除籍謄本等)家系図および遺産分割協議書の写しまたは相続人全員の同意書 ・親権者、後見人、相続財産管理人、遺言執行者、破産管財人等が届出する場合 →上記代理人であることが確認できる書類 ・共有者の一部が届出を行う場合 →共有者全員の同意書 ・地上権、永小作権、質権、賃借権による耕作者がいる場合 →耕作者の同意書 ・区画整理区域内の土地について届出する場合 →仮換地証明、位置図の写しおよび重ね図
必要に応じ、その他参考書類の添付を求めるとあります。		
受理通知書の交付	届出者本人が受け取る場合	・ハガキ(受理通知書の交付について) ・印鑑 ・身分証の提示 ※届出者(譲渡人)が法人である場合は、法人印、または社員証等、関係の確認できる書面および受取人の印
※原則届出の翌週金曜日以降に交付、ただし休日等の都合により、変更される場合があります。	代理人が受け取りに来る場合	・ハガキ(受理通知書の交付について) ・代理人の印鑑(認印可) ・委任状 ・身分証の提示 ※ハガキの受取人より委任されていること ※ハガキの受取人の自署および印が押印されていること
その他	・転用計画(目的・用途等)が確定していない場合は、届出ができません。 ・他の法令(生産緑地地区・納税猶予地等)に関与する土地については、事前に関係窓口にご相談ください。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。	

農業委員会事務局 Tel. 042-724-2169